

次世代育成支援 休暇・休業制度及び休業給付制度 概要表

(表面)

令和7年4月1日現在

月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1歳		3歳	小学校	中学校	
特別休暇 (有給)	(母性保護)	【産前】 出産予定日以前8週間(多胎妊娠は16週間から)										【産後】 出産後8週間					
	(保育等)	【妊娠障害(つわり等)】 2週間以内										【妊産婦健康診査】 出産後 1年以内 1回					
育児休業	妊 娠 (母子健康手帳の交付)	母子手帳交付から妊娠満23週 4週間に1回 妊娠 満24週から35週 2週間に1回 妊娠 満36週から出産 1週間に1回										1歳 1歳6か月 2歳 3歳					
		【妊娠通勤緩和】 産前休暇に入るまで 1日につき 1時間以内										【育児時間】 生後1年6か月に達しない子どもを育てる場合 1日2回(30分と1時間)					
条件により休暇を取得できない場合や給付を受けられない場合がありますので、 ご注意ください。 詳細についてはホームページをご覧ください。 特休・育休制度 教職員企画課 労務・働き方改革推進G 内線3442 共済組合の給付・育休手当金等 公共済 医療・資格G 内線3485										育児参加休暇 出産予定日の8週間前の日から当該出産日以後1年を経過する日までの期間に5日以内							
										【配偶者の出産】 配偶者が入院等する日から出産の日以後2週間を経過する日までの期間に 2日以内							
										【子の看護等】 中学校就学前まで 看護等のため 一会計年度につき 5日以内。(中学校就学前の子が2人以上の場合 は10日以内)							
										＜育児休業＞ 子どもの 満3歳 の誕生日の前日まで 2回まで取得可能 ※男性の場合、上記2回の取得とは別に子の出生日から57日間以内に 2回まで育児休業を取得可能(産後パパ育休)							
育児部分休業		◎育児休業期間中の給与は支給されません。 ただし、期末手当、勤勉手当については所要の条件を満たした場合は、 支給されます。また、共済組合より休業給付があります。										＜育児部分休業＞ 小学校就学の始期に達する日の年度の末日(3月31日)まで。 1日につき 2時間以内					
子育て部分休暇												＜子育て部分休暇＞ 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の 第1学年から第6学年まで 1日につき 2時間以内					
育児短時間勤務												＜育児短時間勤務＞ 小学校就学の始期に達する日まで。 複数の勤務形態の中から選択					
早出遅出勤務												＜早出遅出勤務＞○小学校就学の始期に達しない子を育てる職員(子の養育)の特例 ①30分早出 ②15分早出 ③15分遅出 ④30分遅出 ⑤45分遅出から選択 ○小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子を育てる職員 (放課後児童健全育成事業を行う施設等への送迎)の特例 上記5パターンから選択					
給 与												＜※育児休業、育児短時間勤務、育児部分休業を取得した場合の給与の取扱いは「裏面」を参照。＞					
共済組合 《給付》		※産前産後休業期間のうち出産日以前42日から出産日以後56日までの間及 び育児休業期間中(3歳まで)の共済掛金は、申出により原則免除されます。										○組合員の出産 【出産費】 1人につき50万円 (※2) 【出産費附加金】 (5万円) ○被扶養者の出産 【家族出産費】 1人につき50万円(※2) 【家族出産費附加金】 (5万円) 【育児休業手当金】 1歳未満の子どもを養育するため、育児休業をしたときに支給 (※3) 標準報酬月額×67/100×支給日数 (※4) 【育児休業支援手当金】出生直後、原則両親とも14日以上の子育て休業をしたときに支給 (※5) 標準報酬月額×13/100×支給日数 (※5) 【育児時短勤務手当金】2歳未満の子どもを養育するため、時短勤務をしたときに支給 支払われる報酬の最大で10%					
互助組合 《給付》		※育児休業期間中(3歳まで)の互助組合掛金は育児休業支援金(掛金相当額を支 給。自動給付)と相殺します。										○会員又は会員の配偶者が出産したとき 【出産見舞金】 1子につき4万円 【パパママ応援ギフト】 1子につき5千円相当のギフト ○会員が扶養している子ども(扶養手当又は共済組合の扶養認定 の対象になっている子)が満6、12、15歳になったとき ※同一の子どもで扶養手当と共済組合の扶養認定を別々にしている場合 は、扶養認定されている会員に支給 【育児手当金】 満6歳 4万円、満12歳 5万円、満15歳 6万円					

次世代育成支援 休暇・休業制度及び休業給付制度 概要表 （育児休業、育児短時間勤務、育児部分休業、子育て部分休暇を取得した場合の給与の取扱いについて）
(裏面)

☆育児休業、育児短時間勤務、育児部分休業、子育て部分休暇を取得した場合の給与の取扱い 令和7年4月1日現在

	育児休業	育児短時間勤務	育児部分休業、子育て部分休暇
給料月額 教職調整額	・無給	・勤務時間数に応じた額 ・給料の月額×週の勤務時間数/38H45M	・部分休業(休暇)の時間数について、給料の月額を減額
管理職手当 義務教育等教員特別手当 産業教育手当	・支給しない	・勤務時間数に応じた額 ・手当額×週の勤務時間数/38H45M	・全額支給
地域手当 へき地手当		・勤務時間数に応じた額 ・勤務時間数に応じて支給される給料等×支給割合	・部分休業(休暇)の時間数について、地域手当を減額
扶養手当 住居手当 単身赴任手当		・全額支給	・全額支給
通勤手当		・原則、フルタイム勤務時と同様(定期券又は勤務回数に応じた回数券等の額等)	
時間外勤務手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当		・フルタイム勤務職員と同様 ・時間外勤務は、1日7H45Mまでは支給割合100/100	・フルタイム勤務職員と同様
特殊勤務手当 定時制通信教育手当		・原則、フルタイム勤務時と同様	
期末手当 ※	・基準日以前に勤務した期間等がある職員に支給 ・休業期間(休業期間がーか月以下である職員を除く。)の1/2を在職期間から除算 ・全期間休業の場合は不支給	・手当基礎額はフルタイム勤務時の額に割り戻す ・勤務時間の短縮分相当期間の1/2を在職期間から除算	・除算の対象外
勤勉手当 ※	・基準日以前に勤務した期間等がある職員に支給 ・休業期間(休業期間がーか月以下である職員を除く。)の全部を勤務期間から除算 ・全期間休業の場合は不支給	・手当基礎額はフルタイム勤務時の額に割り戻す ・勤務時間の短縮分相当期間の全部を勤務期間から除算	・部分休業(休暇)の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合にはその勤務しなかった全期間を勤務期間から除算
退職手当	・子が1歳に達する日の属する月までの休業期間については1/3、それ以降の休業期間については1/2を勤続期間から除算	・育児短時間勤務職員であった期間の1/3を勤続期間から除算。 ・算定基礎となる給料月額はフルタイム勤務職員と同じ。	・除算の対象外
昇 給	影響なし		

※ 子の誕生日から57日間以内にする育児休業とそれ以外の期間にする育児休業のそれぞれについて、承認を受けた期間が1箇月以下であるものは減額の対象とならない。